

鹿島埠頭(株) 本社事務所  
外壁塗装改修工事

発 注 仕 様 書

令和6年7月30日

鹿 島 埠 頭 (株)

- 総 則
1. 工事名称  
鹿島埠頭(株) 本社事務所 外壁塗装改修工事
  2. 工事場所  
茨城県神栖市東深芝 8 番地
  3. 工事期間  
着工：令和 6 年 10 月初旬（詳細は、契約時に協議）  
完了：令和 6 年 12 月 31 日まで（           "           ）

施工範囲 外壁部全面  
(※棟屋屋上・2F、3F 屋上・玄関車止め部屋上及び階段防水部は、除く)

- 施工仕様
- 1) 外壁塗装
    - 1.仮設工事  
枠組本足場 手摺先行 (W900) 単管併用  
水平垂直養生 + 荷揚げ降ろし用 + ウィンチ取付け
    - 2.高圧水洗…水は無償支給
    - 3.下地処理及び下地調整  
亀裂補修…V カット + プライマー + 一液形変成シリコンシーリング  
膨れ補修…膨れ部カット + カチオン系モルタル補修  
爆裂・欠損補修…モルタル撤去 + 新規モルタル施工  
補修部肌合わせ(弾性吹付け材によるパターン合わせ)
    - 4.塗装工事  
外壁塗装(養生+フッ素樹脂塗料改修用下塗り+高弾性主材 2 回塗り+  
フッ素仕上げ 2 回)  
軒裏塗装(非水エマルジョン)  
鉄部塗装(棟屋内鉄骨+階段手摺他…変成エポキシ下塗り 2 回+フッ素樹脂 1 回)
  - 2)その他
    - 1.仮設事務所・仮設トイレの設置
    - 2.報告書・写真の提出

内容・仕様	数量	単位
(本社事務所 外壁塗装 工事)		
1. 直接仮設工事		
枠組本足場 手摺先行 W900 単管併用	1,643	m <sup>2</sup>
飛散防止養生シート貼り	1,643	m <sup>2</sup>
同上運搬費	1,643	m <sup>2</sup>
ローリングタワー 運搬費含む	1	式
現場荷揚げ費 小運搬含む	1	式
整理整頓後片付け	206	m <sup>2</sup>
2. 外壁改修工事		
外壁高圧水洗浄	1,560	m <sup>2</sup>
外壁既設シーリング一部補修	1	式
外壁既設浮き部補修	1	式
外壁既設面 下塗+高弾性 2回+フッ素仕上 2回	1,392	m <sup>2</sup>
外壁既設面軒下等 透湿塗材仕上げ	168	m <sup>2</sup>
階段手摺塗装 ケレン・錆止・フッ素仕上	1	式
3. 発生材処分費		
混合廃棄物処理	1	m <sup>3</sup>
同上運搬費	1	式
共通仮設費	1	式
現場管理費	1	式
一般管理費	1	式

その他 1) 防水機能の長期保持

塗料等使用する材料は、塩害を考慮して長寿命性を考慮した塗料であること。

2) 品質保証

工事完了後5年以内に塗膜の剥離、罅割れが発生した場合、無償で補修工事を行うこと。

3) 仮設工事

工事施工に必要な工事用のバリケード等の設置、その他必要な仮設工事を行うこと。

4) 解体廃棄物等の処理・処分

当工事において発生した汚染物を含む解体廃棄物の処理処分については、受注者が行うものとし、関係法令に基づき適正かつ安全に実施する。

5) 周辺への配慮

関係法令等を遵守し、周辺環境保全に十分配慮するとともに、当施設周辺企業に支障がないように工事を行うこと。(塗料の飛散防止ネット必須)

6) 復旧

既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一、損傷、汚染が生じた場合は、受注者の負担により速やかに復旧すること。

7) 関係法令等の遵守

受注者は本工事の実施にあたり、環境保全、廃棄物処理、資材再資源化、労働安全衛生、公害防止等に関する法令、関係通知等を遵守しなければならない。

8) 許認可申請

工事内容により関係官公署に許可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により行い、これに係る資料は受注者が作成する。また、本工事の実施に際して当社が必要と判断する資料等の作成について、受注者はこれに応じなければならない。

9) 関係官公署との協議

受注者は、本工事に関する官公署との協議を必要とするとき、または、協議を求められた場合、その対応を図ることとする。なお、これに要する経費については受注者の負担とする。

以上